

魚津商工会議所は

地域づくりや中小企業発展のためにいろいろな活動を行っています。

商工会議所は、地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興に力を注いで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域経済団体です。
商工会議所の活動には大企業も、中小企業もみんな力を合わせて、街を住みよく、働きやすいところにしてほしいという念願が込められています。



建議・要望・意見活動

皆様の意見を集約し
市や県、国などに
届けます。

調査・研究

景況調査
消費動向調査などの実施

青年部・女性会の設置

若手経営者や後継者、
女性経営者・経営者婦人による積極的な活動を支援

観光・イベント

魚津まつり・魚津の朝市
などの支援
魚津市観光協会との
連携・協力

情報発信

会報（月刊誌）の発行
ホームページ
各種講演会・
金融情報等の発信

部会・委員会

商工会議所の
委員会、部会（12部会）
活動の推進

共済制度

会員共済「新ミラたん共済」
特定退職金共済 など

証明・鑑定・検査

原産地証明
営業証明
相談実績証明 など

魚津商工会議所・中小企業相談所

ハカッー 経営改善普及事業



魚津商工会議所・中小企業相談所

〒937-0067 魚津市祝町1-12-18
TEL (0765) 22-1200
FAX (0765) 23-0120
URL <http://www.ccis-toyama.or.jp/uozu/>
E-mail uozu@ccis-toyama.or.jp



経営改善普及事業のご案内

経営改善普及事業とは？

小規模事業者の経営や技術の改善発達を図るためのもので、商工会議所の活動の中でも特に重要な事業のひとつとして、中小企業相談所を通じて積極的に推進しています。

中小企業相談所とは？

魚津商工会議所内に設けられており、中小企業者、特に比較的規模の小さい小規模事業者の皆様のために、経営指導員や各専門家が商工業に関する相談を受けて指導・助言を行っています。

経営指導員とは？

国が認定した事業者のための相談相手です。経営に関する各種問題に対して、親身に相談をお受けします。

相談方法

商工会議所は公的機関ですので、相談に関する費用は無料です。秘密厳守で親切丁寧に対応いたします。

窓口相談

商工会議所・
中小企業相談所の窓口で、
経営相談等を
お受けいたします。

巡回相談

経営指導員などが
お店や事務所・工場等に
直接うかがい、
経営相談等を
お受けいたします。

ご相談はお気軽に… 原則無料 秘密厳守

金融 税務 経理 経営
労働 情報化 創業 取引 など、
さまざまな相談に対応いたします。

01 記帳・申告相談

正しい記帳や税務申告により「会社の信用が高まる」「自社の事業内容が明らかになり計数管理可能となる」などの利点があります。

また、青色申告をすることにより経営の合理化が図られ節税などの特典も得られます。

中小企業相談所では、これら記帳や税務申告に関する相談をお受けしております。

個人事業主の申告時期には決算指導特別室を設置いたします。



02 労働・労務相談

労働保険（労災・雇用保険）は国の保険制度で、パート・アルバイト含め労働者を一人でも雇用している事業所は事業主や労働者の意思にかかわらず加入することが義務づけられています。（農林水産業の一部を除く）

CHECK 労働保険事務組合

労働保険料の納付や各種届出など、労災・雇用保険の事務を一括して行う事業主団体です。

当所では労働保険事務組合を設立し、会員事業所より委託を受け、労働保険事務の代行を行っています。

事務委託により、次のような特典があります。

POINT!

- ☑ 労災保険の特別加入ができます。事業主、家族従業者も加入できます。
- ☑ 保険料を年3回に分割して納付することができます。
- ☑ 事業主の事務処理が軽減されます。（経費削減）



03 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

「経営をよくするために事業資金を借りたいが、担保も保証人もいない」といった小規模事業者の皆様の悩みを解決するために設けられた、国の融資制度です。

（令和3年11月現在）

目的	限度額	融資期間
運転資金	2,000万円	7年以内 （償還期限1年以内）
設備資金		10年以内 （償還期限2年以内）

CHECK 融資対象（次のすべてに該当する方）

- ①小規模事業者※である法人・個人事業者。
※常雇用従業員が商業・サービス業で5人以下、製造業・建設業・その他で20人以下。
- ②市内での営業歴1年以上で、確定申告し、納期到来税金を完納している方。
- ③原則として当所の経営指導を6か月以上受けている方。
- ④日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種の方。

04 経営安定（倒産防止）特別相談室

企業倒産に伴う地域の社会的混乱を未然に防止するため、倒産の恐れのある中小企業から事前に相談を受けて経営再建の方策を講じ、倒産防止が困難とみられる企業については円滑な整理に向けサポートいたします。

CHECK 相談無料・秘密厳守

相談費用はすべて無料です。ただし、民事再生、自己破産などの法律手続きを弁護士に委任するような場合は相談者の負担となります。

相談内容はもちろん、相談のお申込みについても秘密を厳守いたします。

05 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）

取引先の倒産！売掛金債権等が回収困難になった場合に貸付が受けられる制度です。

POINT!

- ☑ 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付
- ☑ 貸付条件は、無担保・無保証人
- ☑ 掛金は月5千円～20万円の範囲で自由に選択
- ☑ 掛金は損金または必要経費に算入可能
- ☑ 臨時に事業資金を必要とする場合に一時貸付金の貸付も可能

06 小規模企業共済（経営者の退職金）

小規模企業※の個人事業主、共同経営者または会社の役員の方が事業をやめられた後の生活の蓄えとなる「経営者の退職金」です。

※常時使用する従業員が20人以下
（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）

POINT!

- ☑ 国が作った、安心でおトクな制度です。
- ☑ 掛金は全額を課税対象所得から控除可能
- ☑ 掛金は月1千円～7万円の範囲で自由に選択
- ☑ 共済金は退職・廃業時に受け取り可能。満期や満額はありせん。
- ☑ 共済金は受け取り方により「退職所得」扱いまたは公的年金等の「雑所得」扱いになります。
- ☑ 納付した掛金の範囲内で事業資金の貸付も可能



07 講習会・講演会

経営、労務、法律等に関する各種講習会や経済問題に関する講演会などを、時節のテーマ、地域に密着したテーマを選び、各界のエキスパートを講師に迎えて開催しています。

08 エキスパートバンク

中小企業の方または創業予定の方の経営・技術力を強化するため、ご依頼に応じて専門的知識を有するエキスパートを派遣します。1回目は相談無料。テーマが異なれば10テーマまで相談無料です。

POINT!

- ☑ 安心・無料
- ☑ 中小企業者が対象
- ☑ 秘密厳守で直接訪問・指導
- ☑ 経験豊かな専門家を登録



CHECK 相談内容はいろいろ

法律 経営 創業 労務 特許
情報関連 会計・税務 店舗設計・診断
商業デザイン 工業デザイン 工業 不動産 など